

1 事業名

所沢市（仮称）第2一般廃棄物最終処分場設計及び建設事業者選定委員会条例の制定

2 事業の概要

本委員会は、（仮称）第2一般廃棄物最終処分場の設計及び建設を一体的に行う者の候補者の選定を公平かつ適正に行うため、検討及び審査を行う附属機関であり、同委員会の運営等に関して条例で定めるものである。

3 他自治体の類似する政策等

事業者の選定を目的とした附属機関を設置する場合には、他の市町村においても同様に条例を制定している。

4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

5 関係法令、基本計画との整合性

地方自治法

6 事業費及びその財源等

なし

7 その他

添付資料

・新旧対照表

（委員報酬額を定めるため、所沢市非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例を一部改正）

新

旧

議案第133号 所沢市（仮称）第2一般廃棄物最終処分場設計及び建設事業者選定委員会条例

◎所沢市非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正（附則第2項関係）

別表第1（第2条関係）

行政委員会及び附属機関の委員等

職名及び区分	報酬額	
略		
<u>（仮称）第2一般廃棄物最終処分場設計及び建設事業者選定委員会委員</u>	日額	<u>18,000円</u>
略		

別表第1（第2条関係）

行政委員会及び附属機関の委員等

職名及び区分	報酬額	
略		
<u>東部クリーンセンター延命化工事及び長期包括運営委託事業者選定委員会委員</u>	日額	<u>18,000円</u>
略		